

東邦チタニウム株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：東邦チタニウム株式会社
- (2) 所属部会：関東化学第一分会第1分科会
- (3) 資 本 金：4,812百万円
従業員数：787人（単独）
848人（連結）
(2010年3月末現在)
- (4) 主な事業内容
金属チタン，プロピレン重合用触媒，電子材料の製造，販売
- (5) 経営理念
地球環境に優しい素材であるチタンは，まだ半世紀余りの若い素材であり，当社はこのチタンと共に成長することが社会的使命と認識し，「私たち東邦チタニウムグループは 地球に優しいチタンの限らない可能性を追い求め チタンを中心とした製品をつくり提供し続けることで社会に貢献します」を経営理念としている。この経営理念のもと，「チタンをよりメジャーな素材に成長させ これをリードするトッププロデューサーを目指す」という目標を掲げている。
- (6) CIマーク



チタンのTとチタンシルバー，茅ヶ崎のCとマリンブルーを表現している。

2. 知的財産部門の概要

- (1) 組織上の位置及び名称
技術開発を主業務とする技術開発本部に属し，「知的財産部」と称する。



研究開発棟（茅ヶ崎工場）

(2) 構成及び人員

現在，人員は計6名であり，本社茅ヶ崎工場内にある。各担当が，特許の出願・権利化・他社権利対策・先行技術調査，契約など，調査～企画までの業務に携わっている。

(3) 沿革

平成元年～2年にかけて，世界のトップクラスのシェアを誇るプロピレン重合用触媒について，米国で特許係争を行った。その後，研究開発部門の特許セクションが独立し，特許部が設立された。そして，知的財産部へ名称を変更し，知財活動の範囲を拡大・発展させ現在に至っている。

3. わが社の知的財産活動

「経営に資する知的財産活動」を基本方針とする。

(1) 知的財産の発掘活動，リスク管理

当社の事業は金属チタン部門，プロピレン重合用触媒と超微粉ニッケルや高純度酸化チタン

などの電子材料を扱う機能化学品部門、また当社コア技術を応用した新規製品や技術を開発する部門に分けられるが、各開発部門が茅ヶ崎工場に集中しており、コミュニケーションが取りやすい環境にある。この立地を活用し、従来より、各研究開発担当者との定期的なミーティングの他、随時打合せを行い、きめ細かいリエゾン活動により、開発の初期段階から調査や出願検討を行い、迅速かつ戦略的な出願対応と他者権利侵害防止を実施している。出願対応では、研究者がなかなか気づかない発明の種の発掘も心がけている。

また、当社製品、技術に関連する登録特許や公開特許に対しては、商用データベースを用いて監視を行い、研究開発担当者と迅速に対策方針について検討、対応を行うようにし、権利侵害をしないようリスクの低減を図っている。

さらに、これら業務のほか、契約業務も担当し、開発部門だけではなく事業部門とも有機的に結びつき、三位一体の知財活動を目指している。

(2) 発明報奨及び発明表彰

平成13年、実施補償制度を導入したが、さらに知財に対する意識と知財創出のモチベーションを向上させるため、昨年4月に報奨制度を大幅に改正・実施した。

特許実施時の報奨金額を大幅に見直した他、新たに、防衛特許についても報奨を行うようにした。また、若手技術者のモチベーション向上として登録前の出願で会社事業に貢献している発明（あるいは貢献が見込まれる有望な発明）に対する報奨制度や、会社事業に貢献している発明の創出、実施に協力、支援したグループに対する報奨制度等を従来の社内表彰制度と連動させ設けた。さらに、会社の特許権に対する第三者の侵害事実を発見した場合の報奨も設け、技術者だけではなく営業関係者などの特許に対する関心を高めるようにしている。

(3) 知財部門の教育

知的財産部員に対しては、各自特許実務能力を評価するとともに、不足する能力については、各自複数年間の目標を定め、日本知的財産協会の研修コースなどのセミナーを積極的に活用し、国内外の特許実務能力の向上の他、契約業務、さらには技術・市場調査など業務範囲を広げるべく多能工化を図っている。また、経験年数の浅い若手の知的財産部員に対しては、今年度から知的財産教育協会の資格取得の取り組みを始めている。

(4) 社内知的財産教育

若手社員については、従来、社外講習会への参加を中心とした教育を行っていたが、多拠点化したこともあり、数年前から受講前後の確認テストにより習熟度を確認することができるeラーニングによる知財教育を開始している。

4. 今後の課題

チタンインゴット製造の八幡工場（北九州市八幡区）が2年前、スポンジチタン製造の若松工場（北九州市若松区）が今年4月から営業運転を開始し、生産拠点が国内5箇所となった。今後の課題として、複数の生産拠点における知的財産支援体制を構築していく必要がある。

また、現在の業務は、特許の出願・権利化、先行技術調査、契約問題など、次から次へと発生する仕事にとらわれがちとなり、ともすると単なる事務処理部門となりがちである。しかしながら、今後は、知的財産という専門スキルをベースとして、知的財産に関する情報と知識を創造し、社内に向けて発信・提案する能動的な知的財産活動ができる集団を目指すことにより、事業優位性の確保、利益への貢献を図っていきたいと考えている。

（原稿受領日 2010年5月14日）